

滑川市中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付要綱

昭和 47 年 3 月 28 日

告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和 38 年規則第 10 号）第 21 条の規定に基づき、中高年齢離職者等技能再訓練奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で「中高年齢離職者等」とは、40 歳以上 65 歳未満の者で離職者又は転職しようとする者をいう。

(奨励金の交付)

第 3 条 市長は、中高年齢離職者等の就職を容易にするため、市内に引き続き 2 年以上居住し、かつ、就職のため公立の職業訓練施設（以下「施設」という。）に入校した者に対し所定の課程を修了するまで、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとする。

(交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者は、施設に入校した日から 30 日以内に、滑川市中高年齢離職者等技能再訓練奨励金交付申請書（以下「申請書」という。様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を審査のうえ可否を決定し、申請者に通知する。

(奨励金の額及び交付方法)

第 5 条 奨励金の額は、受講期間に応じ、次の表のとおりとする。ただし、受講日数が所定の 80 パーセントに満たない場合は、奨励金を交付しないものとする。

受 講 期 間	奨 励 金 の 額
3 箇月以上	20,000 円
2 箇月以上 3 箇月未満	10,000 円
1 箇月以上 2 箇月未満	7,000 円
20 日以上 1 箇月未満	5,000 円

2 市長は、施設の長の受講証明書（様式第 2 号）に基づき、前項の奨励金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年告示第 30 号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年告示第 39 号）

この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年告示第 36 号）

この告示は、公表の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日以降に入校した者から適用する。

昭和 57 年 4 月 1 日現在在籍する 60 歳以上 65 歳未満の者については、昭和 57 年 4 月 1 日に入校したものとみなす。

附 則（平成 10 年告示第 4 号）

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 39 号）

- 1 この告示中第 1 条は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以降から平成 24 年 3 月 31 日までに入校した者に適用する。
- 2 この告示中第 2 条は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後入校した者から適用する。

附 則（平成 22 年告示第 20 号）

この告示は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 30 号）

この告示は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。